



さつま町SC事務局だより

『令和2年3月号』



発行: 公益社団法人さつま町シルバー人材センター ☎0996-52-3363

注) 「SC」はシルバー人材センター、「県シ連」は鹿児島県シルバー人材センター連合会、「全シ協」は全国シルバー人材センター事業協議会
「高齢法」は高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。



事故の連鎖を止められるのは、 神頼みではなく、みんなの意思です！



春爰快適の好季節、会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

この時期、センターの受託事業としましては、除草作業等の受注がなく端境期で、手持無沙汰の会員もいらっしゃると思いますが、今年はや暖冬でしたので草木の芽生えも早く、早期から忙しくなると思います。今しばらくお待ちください。

さて、季節柄「故郷やどちらを見ても山笑ふ(正岡子規)」と、のどかで穏やかな日々を過ごしたいと誰もが思う今日この頃ですが、なかなか現実には難しいです。

2月3日(月)に続いて、21日(金)に**就業中の傷害事故**が起きました。ことわざにも「二度あることは三度ある」、「一難去ってまた一難」とありますが、一旦事故が起こると何故か連鎖的に発生します。

今回は立木根元を伐採中、チェーンソーによる右足ふくらはぎ10cm裂傷の大きな事故で、**防護衣は未着用**でした。なお、事故前の事情を考えると、「後悔先に立たず」の感が強い事故でもありました。

その理由は、これまでチェーンソー作業については、備えてある防護衣着用をお願いして来ましたが、2月14日(金)の地域班長・副班長会の席でも再度のご理解とお願いをした数日後の事故であったという事です。また、作業を委託・受託した職員と会員との間に防護衣着用の確認の一言があったならば…という実情です。

以上のとおり、実に悔やまれる事故ですので、大きな教訓として今後活かして参りたいと思います。

つきましては、後段に当センターにおけるチェーンソー作業時の防護衣着用についての取扱いを載せますので、重ねての、ご理解とご協力をお願いいたします。



1 新会員の紹介！



事務局だよりの発行に滑り込む形で、加えて女性会員拡大強化年度に有難い女性会員の入会です。

したがって、男性190人、女性96人、合計286人となり、今年度4月1日の280人から6人増となりました。

なお、現在の会員数は286人ですが、昨年同時期は295人で、年度末(3/31)に21人の退会者があり274人でした。よって、このままの状態では退会者21人と仮定しますと265人となり前年度末を9人下回ることとなります。右肩上がり推移を維持するため、積極的な会員確保をお願いします。虎居班及びお知り合いの先輩会員の皆さん、よろしくお願いします。

	氏名	地域班(公民会)	年齢	性別	入会年月日
1	いちきあいこ 市来 アイ子	虎居班(轟原)	69	女	R2.3.2

《会員一人一会員確保ケースの紹介》

今回の入会は、久しぶり(昨年9月以来)の会員紹介のケースでした。

小椎八重さんには、ご希望の町指定のごみ袋20枚入り6袋を贈りました。

紹介会員	新規会員
小椎八重 みや(宮之城屋地1班)	市来 アイ子(虎居班)



2 2月の入会説明会！

今年度最後の入会説明会です。

3月17日(火) 9:00～約2時間 センターで！

会員286人が一人ずつで十分ですので、「一緒に働きませんか」と声をかけ誘ってください。



3 安全就業「チェンソー作業時の防護衣着用」について！



厚生労働省から「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が交付され、昨年8月1日から、チェンソーを使用する業務に携わる全ての作業者に、チェンソー防護ズボンまたはチャップスの着用義務付けられています。

この省令は厳密に言いますと、林業における労働災害の減少を図るための定めであって、事業者と労働者の関係にある場合(雇用契約を結び仕事として賃金をもらって作業する場合)が対象になるものです。

しかし、シルバー事業の請負作業に対しての法的な遵守条件はありませんが、当センターにおける安全就業の確保を図るため、次のような対策を講じますので、ご理解とご協力をお願いします。

《対策》

“チェンソー作業時の防護衣着用の励行”

センターに、防護ズボン2着、チャップス2着を備えてありますので利用してください。



《対策の理由》

- ① 重篤事故を抑制するための全シ協安全就業強化策を推進する。
- ② 全シ協からの伝達事項の、「会員への安全教育の徹底」を具現化する。
会員の健康管理、安全用具等整備、高所作業における安全带・ヘルメットの着用など
- ③ 県内拠点センターと同様の安全対策を実施する。
- ④ 会員の皆さんの安全安心を図り、命を守るため。

4 地域班会に備えて地域班長・副班長会を開催しました！

2月14日(金)に地域班長・副班長会を開催しました。

主要な議題は、3月に実施する地域班会の運営についてでしたが、特に議論されたのは「チェンソー作業時の防護衣着用の関係」でした。この会の数日後、チェンソー事故が起ったという次第です。

なお、地域班長・副班長においては地域班会の周知・集約・運営活動がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

5 年1回の地域班会に出席してください！

この事務局だよりが届く頃、開催済みの班会もあると思いますが、日程をお知らせします。年1回、同じ地域の会員が顔を合わせる貴重な会合ですので、万障繰り合わせご出席ください。

特に、班長さんへの確実な出欠の報告等、よろしくをお願いします。

日	時	地域班名(場所)	職員	日	時	地域班名(場所)	職員
2/29 (土)	10:00	山崎班 (山崎交流館)	竹内 新地	8 (日)	10:00	佐志班 (佐志地区交流館)	竹内
3/7 (土)	9:00	紫陽班 (浅井野公民館)	竹内	12 (木)	18:00	求名,中津川,永野班 (薩摩改善C)	新地 竹内
	10:00	虎居班 (虎居地区公民館)	永田	13 (金)	11:00	湯田,時吉班 (時吉営農研修C)	木村
	10:00	船木班 (船木改善C)	三角	14 (土)	10:00	紫尾,柏原,鶴田,神子班 (ほたる館)	外園
	12:00	宮之城屋地1・2班 (宮之城ひまわり館)	小椎八重	同じ地域の会員と顔を合わせてください！			

6 令和2年度会員会費の取扱い等について！

- ① 現在、開催中の地域班会の席で頂いていますので、出席の際に納めてください。
 - ② 地域班会に欠席される方は、センター事務所へ納めてください。
 - ③ 5月30日(土)開催の定時総会の席でも徴収しますが、事務管理上できるだけ事前の納入をお願いします。
- ※ 会員の登録事項(氏名、住所、電話番号、配分金受取専用口座など)に変更がありましたら、センターにご報告ください。

7 改正労働者派遣法説明会を開催しました！

「働き方改革」という言葉はテレビ、新聞等でご承知のことと思いますが、一言でいえば「一億総活躍社会を実現するための改革」となります。

法律的な根拠は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」で、趣旨・目的は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、公正な待遇の確保等のための措置を講ずるとなっています。

SCの関係では、労働者派遣事業の実施について、「働き方改革実行計画」における「同一労働同一賃金」の問題を、法に則して適正に処理しなければなりません。この実施と運用については、派遣先事業所との共通理解と共通認識を確保しなければ、労働者派遣契約に結び付かない制度となっています。

センターの職員も関係する研修を受けましたが、具体的な事務と進め方について今一つ理解できない部分があったため、避けて通れない課題となっていました。

このようなことから、下記のとおり派遣元・派遣先合同の改正労働者派遣法説明会を開催しました。

- | | | | |
|------|--|-----|---------|
| ◆日時 | 2月18日(火) | ◆場所 | センター会議室 |
| ◆出席者 | 令和元年度に労働者派遣事業契約を締結した派遣先事業所の事業主または担当者及びセンター職員(12派遣先事業所17名/センター職員5名) | | |
| ◆講師 | 鹿児島働き方改革推進支援センター
常務型アドバイザー(社会保険労務士) 前村 義章 氏 | | |



8 南九州市SC女性役員視察研修来所！

2月19日(水)に南九州市SCの事務局長と女性の会9名が視察研修に来られました。研修内容は、①女性会員の加入拡大に向けた取組みについて ②女性会の活動についてでした。

当センターの女子会は、会員互助会の同好会ですが、南九州市の女性の会は、設置要綱に基づいた役員の位置付けでした。

双方ともに本年度に充足し活動を模索している段階であるとともに、お互いの目標が一緒だったので、貴重な交流研修ができました。



9 エステ体験会 笑顔があふれていました (*^v^)!

女子会活動第三弾の「エステ体験会」を、2月21日(金)にひまわり館で行いました。町内のエステ店を講師に、午前午後2時間ずつの体験会でしたが、予定を上回る25人にご来場いただきました。

センター初の試みでしたが、参加された方々は希少なエステと美容体験をされ、施術中気持ちよくウトウトされる方、施術後の仕上がりにも微笑む方、お互いの批評など、終始なごやかでリラックスした雰囲気と時間を楽しんでいらっしゃいました。帰り際には「来て良かったあ〜」の声をいただき、女子会はじめスタッフ一同感激でした。



また、構想・企画・実施まで多大なるご理解とご協力をいただいたエステ店2店舗の顧客拡大にもつながりましたので、タイアップ事業としても成果があり安堵しました。

肝心の会員確保の実績は、新会員紹介欄の女性会員1名の入会につながりました。これからも、特色と魅力ある普及啓発事業を展開し会員拡大につなげたいと思います。講師の2店舗は次のとおりでしたので、ご利用ください。ご希望でしたらおつなぎいたします。



◆化粧品&エステ ウエダヤ 高橋 美音さん ☎53-0159

◆フェイシャルサロン宮之城代行店 フルリールベルオーナー 深田 咲さん ☎29-4540

10 新型コロナウイルス感染症対策について!

今一番の話題は世界を震撼させている「新型コロナウイルス感染症」です。様々な情報が飛び交っていますが、ここでは全シ協通知の「関係者にお願したいこと」について抜粋お知らせします。

《関係者にお願したいこと》

この1~2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、国民がそれぞれできることを実践していかねばなりません。特に、風邪や発熱などの軽微な症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、都道府県に設置されている「帰国者 接触者相談センター(保健所)」にご相談下さい。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離)が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性があります。心遣いからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご注意ください。

11 ヒヤリハット事例!

作業内容は、公共施設敷地内の剪定と枝葉残さの焼却(2日間)でした。

1日目に集積した形で焼却を進め、消火は明日の作業を考慮し、特に延焼に留意して周囲を念入りにホースで水をかけ鎮火を確認し終了しましたが、その後、20時過ぎに地域住民数人が、暗闇の中で火が起りかけている状態を見つけ消火された。地域住民の中に消防団員がいたため役場総務課長に報告が上がり、20時40分に事務局長に連絡がありました。

翌日、朝一番に役場に出向き、総務課長と所管課係長にお詫びと注意喚起することを申し上げました。

《検証と反省》 原因は火災事例で最も多い「消したつもり」です。剪定の残さの中には大小の枝があり炭状態もあったと思われます。焼却灰を広げての鎮火確認も必要であったと思われます。

なお、推測ですが、当日は風があったので、気が付きがなかったら火力が強まり延焼し大惨事になっていたかも知れません。大事に至らずに胸をなでおろしています。

公共事業は場所によっては焼却処分をさせてもらっています。また、消防署への届出もFAXで済んでいます。このような実情に甘んじることなく、細心の注意と確実な作業に心掛けてください。

~ ゆるめるな!安全就業 心のネジを ~